

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案

追加説明資料

令和3年1月
内閣府子ども・子育て本部

○改正法附則第2条の規定ぶりの修正について.....	1
○改正法附則第3条の規定ぶりの修正について.....	3

改正法附則第2条の規定ぶりの修正について

- 改正法附則第2条の検討規定については、以下のような規定ぶりとしていたところ。
「政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、児童手当の支給を受ける者の児童の数等に応じた児童手当の拡充及びそのために必要な財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。」
 - この点、関係省庁との協議の結果、
 - ・ 児童手当の在り方の見直しについては、単なる拡充だけではなく重点化の観点からの検討もあり得る中、法律の規定に単に「拡充」と書ききることは適当ではない
 - ・ 同様の趣旨から、「そのために必要な財源の在り方」と書くと財源の拡充だけに寄りすぎた規定となり適当でなく、規定ぶりとしても「…ために必要な…」まで書く必要は必ずしもないと考えられるとの意見があったところ。
 - 上記意見を踏まえ、改正法附則第2条の検討規定中、児童の数等に応じた児童手当の見直しに係る部分については、単なる「拡充」ではなく重点化の論点も含めた「効果的な支給」について検討する趣旨となるよう、以下のとおり規定を修正することとする。
「政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童手当の支給を受ける者の児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。」
 - なお、重点化に係る論点が含まれるとしても、
 - ・ 少子化社会対策大綱等に基づけばあくまで多子世帯への児童手当の拡充も含めた検討であることとされており、単に児童手当の削減を検討するような規定ぶりとならないようにする必要があること
 - ・ 上記も踏まえ少子化対策としての観点から検討を行うものである旨を検討規定において明確に示すべきであることから、「少子化の進展への対処に寄与する観点から」との規定を併せて加えることとする。
- (参考1) 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）（抜粋）
- 2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える
- I-2 (1) 子育てに関する支援（経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等）
(子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減)
- 児童手当の支給・在り方の検討
 - ・ 児童手当について、多子世帯や子供の年齢に応じた給付の拡充・重点化が必要との指摘も含め、財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討する。

(参考2)「少子化の進展への対処に寄与する」「…の観点から」の例

◎大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）

(目的)

第一条 この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

◎社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条 (略)

一 (略)

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ (略)

ロ 給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比して過大となっていないかどうか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、その在り方について検討する。

ハ・ニ (略)

三 法人課税については、平成二十七年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること。

四～六 (略)

七 國際的な取引に関する課税については、国際的な租税回避の防止、投資交流の促進等の観点から必要に応じて見直すとともに、国際連帯税について国際的な取組の進展状況を踏まえつつ、検討すること。

八 (略)

附 則

第二十条 所得税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、最高税率の引上げ等による累進性の強化に係る具体的な措置について検討を加え、その結果に基づき、平成二十四年度中に必要な法制上の措置を講ずる。

改正法附則第3条の規定ぶりの修正について

- 改正法附則第3条の経過措置の規定については、改正後の児手法附則第2条第1項の給付を受けて「当該給付」と規定し、「同（令和四）年五月以前の月分の当該給付については、なお従前の例による。」としていたところ。
- この点、なお従前の例によることとされた令和4年5月以前の月分の特例給付は、改正前の児手法附則第2条第1項の給付を指示する必要があるが、「当該給付」との規定ぶりでは、改正後の児手法第2条第1項の給付を指すように読めてしまうため、なお従前の例によるとするには、改正前の児手法第2条第1項の給付であることを明確化する観点から、「当該給付」を「第二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付」と修正することとする。